

ルソーの『平和論』と『戦争状態論』について

——全面的譲渡論研究(3)——

渡 辺 茂 樹

1.

ジャン=ジャック・ルソー（1712～1778）の著作活動において、1754年頃から1778年頃までの時期は、極めて興味ある一時期である。まずこの時期に、ルソーの主要著作のいくつかが集中している。1755年に『人間不平等起源論』（以下『不平等論』と略す）、百科全書第5巻に『政治経済論』が発表され、1758年『ダランベールへの手紙』、1761年『新エロイズ』、そして1762年『社会契約論』⁽¹⁾及び『エミール』が次々に公刊されている。しかもそれらの内容からしても多方面に渡っていて、ルソーの積極的・旺盛な著作意欲の発現を知ることが出来る。

ところでこの多産の一時期は、ルソーの著作上最も重要なものの一つである『契約論』の成立という点に焦点を定めることが出来、ある一定の持続する意欲の凝集の時であることが分かる。即ち、「全ては政治につながる」⁽²⁾という認識の下に構想された「大部の著作」⁽³⁾である『政治制度論』の理論的定着の過程の時期に他ならない。ルソー自身の言葉によれば、その構想の端緒は、1743—1744年、ルソーがモンテーギュ大使の秘書をしていたヴェネチア時代にある。しかししばらくの間、それは構想のままにとどまっていたようである。そして本格的に『政治制度論』の構想を具体化していくのは、『不平等論』の完成（1754）後と考えられる。

この、『契約論』成立過程の時代を、著作上の連関としてみれば、『不平等論』から『契約論』への移行の問題としてまとめることも出来る。

ルソー研究史において、この『不平等論』から『契約論』への移行問題は興味ある論点を提出してきている。例えばルソーにおける自然法の観念の有無、あるいは個人主義と集団主義の問題をめぐるヴォーンとドゥラテの論争は有名

なものの一つである。⁽⁴⁾

この移行問題がそのように様々な解釈を生むのは、かつてカッシーラーが端的に指摘しているように、『不平等論』から『契約論』への移行には、「いぜんとしてあらゆる解釈者を驚かさずにはおかない」「ほとんど理解しえないほどの転回」⁽⁵⁾、即ち、ある種の断絶と飛躍があるようにみえるからである。最近では、ルソー研究史上画期的な著作である『ジャン＝ジャック・ルソー、透明と障害』の著者スタロバンスキーが、この移行問題について次のように述べている。「二つの解釈（エンゲルスの革命による止揚と、カント＝カッシーラーの教育による止揚）が基本的に異っているのは、『不平等論』から『契約論』への移行に関する点である。ルソーはこのような移行を明白にしておらず、おそらくこの問題を考えてもいなかったわけであるから、註解者は、たまたま見出すことができ、しかしながらそのいずれも決定的でない手掛りをたよりにしてそれを組み立てなければならない。おそらく、その場合にいくらかの専断は避けがたい。なぜならばかれが断定したことを越えてルソーの思想を考える必要があるからである。」⁽⁶⁾

確かにカッシーラーやスタロバンスキーが言うように、『不平等論』と『契約論』を結びつける作業は単純なものではなく、ある種の飛躍の印象を受けることも否めない。しかしながら、それだからこそ、『不平等論』完成後から『契約論』公刊までの時期を、初期の構想である『政治制度論』の理論的定着過程として追及し、そこにルソーの不断の理論的努力を見出すことの意義がある。⁽⁷⁾ その探究のためには我々は、その二著作の間にくつかりの媒介項を置かなくてはならない。

媒介項として重要なものの一つとして『エミール』がある。しかしここでは特に『契約論』の抜粋がある第5部のみをとりあげることとし、『エミール』全体との内容的連関については省略する。ここにおける媒介項として何よりもとりあげる必要があるのは、『契約論』の草稿、即ちいわゆる『ジュネーヴ草稿』である。

『草稿』はその執筆時期が未確定ではあるが、最近の文献学的実証から、大

体『不平等論』の完成後まもなくから、1759年頃までにその大部分が書かれたものと推定されている。⁶⁹ この『草稿』は、主要な理論的内容については、ほぼ定稿と同じである。しかし『草稿』から『定稿』への変化のうちには、第3及び第4編の完成という点を抜きにしても、見逃しに出来ない削除・追加が行われている。それらは究極的に『定稿』第1編第6章の、全面的譲渡論の完成としてとらえうと思われるのであるが、より具体的に、次の3点は少なくとも注目しておく必要がある。

第一は、『草稿』第1編第2章を中心とする個所において、いわば『政治制度論』の全体構想の提示ともいえるもの、あるいは理論的枠組みの表現がほとんど削除されていることである。第二は、それらの削除個所が内容的に、主として特殊社会＝政治的社会を越えた一般社会、及び市民を越えた人間に関するものである。『定稿』は、従って、主題を、政治的社会の内部、そしてその構成員である市民に限定していることである。第三は、『定稿』に着手する直前に、「市民宗教」に関する断片が追加され、また更に変更を加えて、第4編第8章に編成されていることである。

そこでこれらの『草稿』から『定稿』への移行における様々な変化が何にもとづくのかを解明するにあたって、我々は次に別の媒介項をとりあげる必要がある。それが本論の主要対象である『サン＝ピエールの永久平和論の抜粋及び批判』（以下『平和論』）と、未定稿断片『戦争状態論』（以下『戦争論』）である。

従来、『草稿』から『定稿』への移行過程が詳しく分析されることが少ないのであるが、それ以上にこの『平和論』・『戦争論』が分析されることは少ない。特に、『契約論』の成立にあたっての独自の意義についてはほとんど触れられることがなかった。例えば、『戦争論』の執筆時期について、比較的早い時期、1755年頃までとする推測等は、『戦争論』の重要性、あるいは『草稿』から『定稿』への移行の意味について重要な点を見逃していると言わざるをえない。最近の『ルソー全集』の注解者ステラン＝ミシヨが、これらの著作を、サン＝ピエールについての著作としてまとめ、大体同じ頃、1756年から1758年頃書かれた

として編集し、その関連性を指摘しているのは極めて正当である。⁹⁾我々は、これらの著作が『政治制度論』の理論的定着、『契約論』の成立に関して、重要な影響を与えているものであることを忘れてはならない。

2.

ステラン＝ミシヨが述べているように、これらサン＝ピエールの著作に関連するルソーの研究は、「自己の体系の仕上げにとって決定的な意義をもつ」¹⁰⁾ものである。その研究は当初デュバン夫人の要請で着手したものであるが、一時期その研究に集中し、自己の『政治制度論』に先行させているのは、そこに、自己の体系にとって有益な論点を見出したからであり、その結果「ルソーの思想は広がった」¹¹⁾のである。

しかし、ルソーにとってサン＝ピエールの著作は、重要ではあるが一種の否定的媒介でしかない。結論的にはルソーは、サン＝ピエールを批判し離れていくことになる。単純に言えば、サン＝ピエールの楽観主義に対するルソーの悲観的歴史観として対比することが出来る。が、このルソーの悲観主義は、決して主観的な単なる直観にもとづくものではない。現実認識においても、理論的認識においても極めて深化した基礎をもっている。

何よりもまず、『平和論』と『戦争論』におけるルソーは徹底したリアリストである。ルソーの認識によれば、「ヨーロッパ諸列強の相対的關係はまさに戦争状態であり、そしてこれら諸列強のあるもの間の部分的条約は全て、真の平和というよりむしろ一時的休戦である。」¹²⁾そしてこの一時的休戦において、確かに行為として戦争を行っていないが、「お互いに敵を破壊し合う意志をなくしたり変えたりすることなく手を結ぶものでしかなく」¹³⁾戦争状態は継続している。ルソーはこの状態を「変容した戦争状態」¹⁴⁾と呼んでいる。このルソーの認識は、丁度この時期が7年戦争(1756～1763)の時であることを思えば、自然な正当な認識であろう。

問題はその解決策である。ルソーがサン＝ピエールの平和論を、有益で美しいものであるが実行不可能であると批判するのは、彼が普遍的理性の進歩に信

頼しつつ、諸国家の王の同盟、いわば一種の勢力均衡策によって、ヨーロッパの平和が達成されるとしているからである。即ちサン=ピエールは、諸国家の君主権はそのままにして、君主に対する啓蒙に期待をかけるのである。

この方法をルソーは、「現在のところ全く馬鹿げた計画である」⁽¹⁵⁾ と断じるのであるが、それはこの諸列強の勢力均衡を原則とするヨーロッパ連合が全くの空想でしかないからである。何故なら、まずいわゆる国際法なるものが「最強者の権利による以外調和しえない、矛盾した規則に充ちている」⁽¹⁶⁾ ものであり、「国際法はそれに従うものの利益以外の保障をもたないので、その決定は利害がそれに一致する限りにおいてのみ尊重されるにすぎない」⁽¹⁷⁾ からである。従って、そのような同盟は、力が法を圧倒する状態を変えることはなく、諸国家の領土拡張と征服の動因をとり除くことはない。即ちそのような同盟は決して戦争状態を廃棄することなく、かえって対立と抗争を激しくするものでしかない「変容した戦争状態」にすぎない。ルソーはフランスの名君主として名高いアンリ4世を例に出しながら、「我々をアンリ4世にするなら永久平和は再び考えられる計画となる」⁽¹⁸⁾ とサン=ピエールを皮肉っている。しかしアンリ4世のとった方法も実は、力を背景とする巧妙な強国政策であることを指摘し、その方法は、「サン=ピエールが本の中で作ろうとした制度と同じもの」⁽¹⁹⁾ であることを見抜いている。

こうしたサン=ピエールの著作の吟味と批判を契機として、事実認識を深化させ、更に理論的把握を深めていったのが、『戦争状態論』である。そこでルソーは戦争状態の原因とその解決方法を探究することになるが、その際、『平和論』の分析から得られた、次の二つの理論的問題点に注意したい。1)「我々は、我々の幸福のためにやり過ぎたかやり足りないかである。我々は各々同胞市民とは社会状態にあり、残りの全世界とは自然状態にある。このため我々が個人の間戦争を防止したのは、それよりも千倍も恐るべき全般的戦争に火を点ずるにすぎなかったことになる。一部の人々と結合することによって我々は実は人類の敵となったのである。」⁽²⁰⁾ 2)「王とその機能を担う者の仕事の全ては、対外的には領土拡張、対内的には絶対権の強化という二つの対象に関係し

ている。」⁽²¹⁾ 即ち「一方における戦争と征服と、他方における専制主義の発達
は相互に助け合っている。」⁽²²⁾

ここに示されているように、諸個人は、内においては社会状態、外に対して
は自然状態という混合状態にあり、人民はその両方から利益を受けず、逆に二
重の苦しみを受けている。ルソーによればそれらの究極の原因は、国家設立時
の結合の仕方にある。「こういう部分的で不完全な結合こそ、圧制と戦争を生
み出すのではないか、そして圧制と戦争こそ人類の最も大きな災厄ではない
か。」⁽²³⁾ ルソーはこのように、市民社会＝国家の対内的問題と対外的問題の密
接な連関を把握し、問題を国家設立の原理そのものに凝集させようとしている。
その点こそが重要な点であり、そこにこそサン＝ピエールの提案の最大の
欠陥があるとルソーはみているのである。

こうした認識をもとにして『戦争論』をより具体的にみてみると、第一に、
戦争状態の観念について明らかに深化がみられる。それは、「諸個人の間には少
しも戦争はなく、ただ国家間においてのみある。」⁽²⁴⁾ という見解に示されてい
る。この見解は『草稿』にはなく、『定稿』で明確にうち出されている点であ
る。

これはまずすぐに理解出来るように、ホッブズの戦争状態論への批判であ
り、『戦争論』は、「ホッブズの恐るべき体系」、「ホッブズの馬鹿げた学説」⁽²⁵⁾
等の表現に示されているように、全体としてホッブズに対する批判と克服のた
めの著作である。少なくともまず、ホッブズの仮定する自然状態としての普遍
的な戦争状態は否定される。何故なら「人間は生来、平和的で臆病であり、ち
ょっとした危険の際にも彼の最初の運動は逃げるということである」⁽²⁶⁾ から
である。この人間の本性に関する自然状態論については、既に『不平等論』で
展開されているように、ピチエの設定による善良な自然人という観念によって
ホッブズを批判していることは周知の如くである。

しかしルソーは『不平等論』の第二部で、ホッブズとほとんど同じ意味にお
ける戦争状態を設定している。それは、自尊心の発達にもとづく、「最強者の
権利と最初の占有者の権利との間の永久的な闘争」⁽²⁷⁾ としての戦争状態であ

る。これに対してこの『戦争論』においてルソーは、あらゆる意味で個人間の永続的な戦争状態を否定している。ある個人間に特殊な一時的な戦いや殺人の可能性は認めるが、それは全般的でも永続的なものではないとしている。そこに、ルソーの見解が深化し、厳密になっていることが分かる。結局ルソーによれば、「戦争とは恒常的な関係を仮定する永続的な状態である。この関係は、個人対個人の間にはほとんどない。そこにおいて、諸個人の間では全て絶えず関係と利害を変える、絶え間のない流れの中にある」⁽²⁸⁾のである。

このような見解において重要なことは、恒常的な関係ということである。そして本格的な戦争状態の規定は、最初の社会が形成されてから、必然的に他の全ての社会の形成が起り、「土地が新しい諸国家におおわれた」⁽²⁹⁾状態を前提としているのである。そこで「もし、個人間に真の戦争が決してなかった、またありえないとすれば、戦争が起り、真に敵と呼ばれるのは誰であろうか。それは公人的である。」⁽³⁰⁾

ここに、ルソーは戦争の主体として、諸個人ではなく、諸政治体＝国家を明確にとり出している。この点こそが、現実の混乱、不確かからひき出した結論であり、この『戦争論』での定式化をもとにしてはじめて『定稿』に定着したものである。「定稿』はこの点をふまえて次のように述べている。「戦争は、個人と個人との関係ではなく、国家と国家の関係であって、この関係において諸個人は、人間としてではなくまた市民としてでさえなく、兵士としてたまたま敵対しているにすぎない。即ち祖国の一員としてではなく、祖国の防衛者として敵対しているにすぎない。つまり各国は他国を敵としうるのみであり、人間を敵とすることは出来ない。」⁽³¹⁾

更に注目すべきことは、ルソーによれば、国家を主体とする戦争状態は「国家間において自然的なものである。」⁽³²⁾何故なら、諸国家の安全、「自己保存は、全ての隣国よりも強力になることを要求する。」⁽³³⁾また「人間の不平等は自然の手によって定められた限界をもつが、社会の不平等は、絶えず増大し、唯一の社会が他を呑み込むまでに至る」⁽³⁴⁾からである。即ち丁度社会人に自己保存の情念としての自尊心が固有であるように、国家には国家の自己保存の情

念があり、不断の対立と、拡大・征服の傾向が必然的である。つまり、各国の相対的な依存関係は、「敵国を破壊し、少なくとも可能な限りの手段でその国を弱めようとする、恒常的、明示的な相互の傾向を生み出す」⁽³⁶⁾のである。従って国家間の戦争状態は「事物の関係⁽³⁶⁾」としての自然的なものであり、国家における戦争の動因を除去しない限り、永続的なものである。

この現実的な戦争の動因あるいは、戦争状態の原理とは何であろうか。それは力の支配、法に対する力の優位ということである。しかもその原理が国家の内外共に支配しているところに人類全体の悲惨さがある。即ち、「君主達の絶対的な独立の観念においては、唯一力が、市民に対しては法の名において、外国に対しては国家理性の名において語り、後者からは抵抗の力を奪い、前者からは抵抗の意志を奪う。その結果正義の空しい名は、いたるところ暴力に対して保護の役目しか果さない」⁽³⁷⁾のである。まさしくこれは力と力が対決し支配権をめぐる自然状態に他ならない。しかも、その力による支配権が最強者の権利として正当化されているのが現実である。こうした認識に基づいて、国家の内外の問題の密接な関連とその原理をふまえつつ、「法が力を指導する」⁽³⁸⁾ことによる「社会秩序の完成」⁽³⁸⁾を、『契約論』の最大の課題とし、『正当にして確実な統治 (administration) の規則』⁽³⁹⁾の確立に向かうのである。

3.

『平和論』及び『戦争論』は『政治制度論』の構想あるいは方法にどのような影響を与えたであろうか。まず第一点としてみておく必要があるのは、先にあげたように構想の提示の問題であり、『定稿』が構想自体を極めて限定し、全体的な展望を何ら示していないことである。その構想の最も重要な部分は、『草稿』の次の部分である。「我々は、我々の特殊社会にかたどって一般社会を考える。小共和国の設立が我々に大共和国を考えさせる。そして我々は市民となったのちはじめてまさしく人間になりはじめるのである。」⁽⁴⁰⁾ ここには明らかに、ある社会の形成は、一般社会の秩序の確立の一過程であることが明確に示されている。事実『草稿』では、第2編第4章「法の性質と社会的正義の原

理について」、また「市民宗教」の章に、一般社会への言及があるが、定稿ではこれらの箇所をいずれも削除し、一般社会の言葉自体がわずかに一つあるのみである。

ところで、ルソーにおいて一般社会の問題は、思想的に最も根本的な問題となるものである。一般社会とは、狭義には諸社会が形成する世界、即ち人類全体というものであるが、より広義には、宇宙全体を示す内容をもっている。そして簡単に言えば、善なる全能の神の創造した世界全体を、人間自らの手によって秩序だてること、それが人間を自由なものとしてつくり、力を与えた神に対する義務として意識されている。これが、ルソーの社会論・政治論の追及の背景にある思想的動機であり、また究極の道徳的課題である。

この問題に対してルソーは、『草稿』で、ディドロを批判しつつ、一般社会の秩序の確立を先のように明示したのである。即ち「その人間（独立にして社会的になった人間）の間に自然的な一般社会はない。」⁽⁴¹⁾ 何故なら、自尊心が人類の共通感情であるピチエを圧倒し、また一般意志（＝普遍的正義）がディドロの仮定するようには、各個人の自尊心＝利己心の抑制原理として機能するとは考えられないからである。従って諸個人を主体として、人類全体を一つの単位としてとらえて、一般社会の秩序を確立しようとするのは幻想でしかない。そのような一般社会の観念は、「我々によって建設された社会秩序によってのみ得るものである」⁽⁴²⁾としたのである。

この論点は、直接的にはディドロへの批判であるが、そこには、諸個人における正義の観念が、自然的に、自律的に発達しようとする、理性に対する信頼を基礎とした啓蒙の一般的信念、自然法思想の支配的見解に対する批判点が含まれている。⁽⁴³⁾ しかしここで特に注意すべきことは、ルソーの一般社会の秩序の問題が、次第に視点をかえて考察されてきていることである。『草稿』では諸個人を主体としての一般社会の考察であった。それに対して『戦争論』では、先に示したように、諸社会＝国家を主体としての一般社会が問題となっているのである。言い換えれば、諸個人間の自然状態の問題から、諸国家間の自然状態とその無秩序の問題への移行である。

ところで、諸個人間の自然状態は自然法の問題と関連するが、諸社会間の自然状態は国際法の問題と関連する。ルソーは国際法の無効性を次のように把握している。「一般に国際法と呼ばれるものについては、その法は制裁がないため、自然法より弱く幻想でしかない。自然法は少なくとも諸個人の心に語りかける。それに対して国際法はそれに従うものの利益以外の保障をもたないので、その決定は、利害がこれに一致する限りにおいてのみ尊重されるにすぎない。」⁽⁴⁴⁾

ここにおいてルソーが確実に主体としての個人と社会の決定的な相違を深く認識している。即ち自然人と人為体との相違である。「人為的な創造物と自然の創造物との相違はその結果のうちに感じられる。市民は国家の四肢(membres = 成員)であると言われてもむだである。市民は真の四肢が肉体と結びつくように結びつくことはできないであろう。」⁽⁴⁵⁾

またこのことは同時に、自然法の演繹体系の一部としての国際法のとらえ方とは異なるものであり、自然法思想の共通の見解とは明らかに相違する。⁽⁴⁶⁾ 即ち社会は、「道徳的人格でしかなく、理念的な存在でしかない」⁽⁴⁷⁾ から、いくら統一体とみなされても自然人の統一性とは決定的に異なる。従って、人間の内的本性に基礎をおく自然法をそのまま社会に適用することは出来ない。その結果、国際法は自然法とは別の原理によって体系化されなくてはならないことを意味するのである。

この自然法と国際法の問題についてのルソーの批判は、道徳的人格概念と関係がある。結局ルソーが自然法学を批判するのは、自然法学が、国家の一般意志を君主に代表させようと、君主主権を前提とする点である。だからこそ自然法学の理論は、個人に対する自然法の観念の発達と同じように、君主に対する啓蒙によって国際法が確立するとしえたのである。サン＝ピエールに対する最大の批判がこの点にあることは容易に理解しえよう。

こうしてルソーにおいて、一般社会の秩序の問題は全く新たな次元に置かれたことが分かる。しかし、ここでルソーは諸社会の連合の原理については何も触れていない。別な原理に立つべきことを見出しているが、未だそれを確立し

えていない。が他方、ルソーは連合の単位たる諸社会の構成原理そのものが不確実であり、主権概念において誤っていることを認識している。そこで何よりもまず第一に、政治的社会の設立と統治の原理を明らかにすることが当面の理論的課題となるだろう。

おそらくそのような理由によって『定稿』は、『草稿』にあった全体構想の意図を削除し、一般社会に言及せず、国家内問題に主題を限定したのであろう。またその結果『定稿』は社会契約の章に先立って、最強者の権利あるいは戦争状態についての厳密な分析を行い、力を唯一の原理とする政治的制度の非正当性を指摘しつつ、「常に最初の合意にさかのぼらなければならない」⁽⁴⁸⁾ として「社会の真の基礎」⁽⁴⁹⁾ を確立していくのであろう。

このように、国家の内外における問題の関連性と相違点の認識、人類の悲惨の責任の主体を人間諸個人ではなく社会に求めたこと、それらは非常に意味深いことである。その意味で『戦争論』を主とする様々な認識の深化の、『契約論』成立に対してもつ意義は大きいものがある。

次に『平和論』と『戦争論』の意義の第二点は、ルソーの人間についての認識の深化である。ルソーはサン=ピエールに対して、平和論の前提としての国家観については、力と利害の支配、君主主権の温存を批判する。これはいわば現実主義に対する批判と言えよう。他方ルソーは、サン=ピエールの平和への提言については、そのあまりの普遍的理性への信頼を空想的として批判するのである。問題は、前提とする人間観にある。即ちサン=ピエールは、ルソーによれば、人間は情念的存在であるよりは理性的存在であるという観念から脱け出ることが出来なかった人間である。つまりサン=ピエールは、常に「人間があるべき存在」⁽⁴⁹⁾ として仮定し、「不正な、欲望に充ちた、自己の利益を全てに先行させる、あるがままの姿において」⁽⁴⁹⁾ 見ようとはしなかったのである。ここでルソーは、啓蒙の時代の合理主義一般から自らを分かち、その「純粋の代表者」⁽⁵⁰⁾ たるサン=ピエールを、前とは反対に、現実主義から観念論的推論に批判を加えているのである。

このサン=ピエールに対する批判点としての、「あるがままの人間」からの出

発を明確に理論の冒頭に示したのが『定稿』に他ならない。「人間をあるがままのものとしてとらえ、権利をありうるものとしてとらえた場合、社会の秩序の中に、正当にして確実な統治の規則があるかどうか、これを私は研究したい。」⁽⁶¹⁾ ここでは明瞭に、現実を基礎をおきつつ、可能性に向けて推論していく方法が提示されている⁽⁶²⁾。こうした表現もまた『平和論』及び『戦争論』から得られたものであろう。

ここに言うあるがままの人間とは、簡単に言えば情念的存在としての人間ということである。そしてその人間の情念のうち最も根強く、重大な意味をもっているのが、自己優先 (préférence) の情念、即ち利己心の情念としての自尊心に他ならない。この自尊心が、現実の人間において極めて強力であり、あらゆる悪の源であること、それを『不平等論』以上に深く認識したのが、この『平和論』及び『戦争論』である。その結果ルソーは、自己の課題を次のように述べている。「もし出来るなら 利己主義の著作者達の与えた誤った 観念を正すこと、少なくとも不正と暴力が破廉恥にも権利と公正の名をえることがないようにすることである。」⁽⁶³⁾ 『草稿』におけるルソーは、まだ『定稿』と比較して、正義の確立や人間の再生について卒直にその希望について語っているように、可能性への期待感が感じられる。しかし、『定稿』ではそうした個所が一切ないことから、ルソーは『戦争論』を媒介として一層悲観的な意識を強めていったように思われる。事実『定稿』は、原理の確立後、論を進めていくにつれて、このあるがままの人間が次第に自己の原理を浸食していくことをルソー自ら認めていくのである。

ところで、正当にして確実な社会の確立というルソーの理論的課題は、もはや諸個人に対する啓蒙によって達成されるものでないことは明らかである。『不平等論』で明らかにしたように、自尊心を生み出したものこそが、社会、より正確には社会関係のうちにある。そして社会の設立が恐るべき戦争状態を生み出したのであるから、問題解決は社会そのものに、人間の社会関係の構造的転換、即ち、社会の設立と構成の原理の根本的変革のうち求めなくてはならないであろう。こうした方向の下に『草稿』に加えて新たにうち出された理論

が、『定稿』における、生存様式 (*manière d'être*) の転換であり、全面的譲渡論に他ならないのである⁽⁵⁴⁾。

- (1) 以下『契約論』と略す。特に『社会契約論』と『ジュネーブ草稿』を対比する場合には『定稿』、『草稿』と略す。
- (2) *Confessions*, Oeuvres complètes de J.-J. Rousseau, Bibliothèque de la Pléiade, Paris, 1959-1969, t. I, p.404. (以下これを *Confessions*, OC, I, 404. と略す)
- (3) *Du Contrat social*, OC, III, 349. 『契約論』前書き
- (4) ヴォーンは個人主義から集団主義への変化、自然法の観念の放棄を主張し、ドゥラテは全面的にそれを否定している。C.E. Vaughan, *The Political Writings of J.-J. Rousseau*, London, 1915. Robert Derathé, *J.-J. Rousseau et la science politique de son temps*, Paris, 1955.
- (5) Ernst Cassirer, “Das Problem Jean-Jacques Rousseau,” *Archiv für Geschichte der Philosophie*, Bd. XLI, 1952. 邦訳『ジャン=ジャック・ルソー問題』, 生松敬三訳, みすず書房, 1975年, 20頁。
- (6) Jean Starobinski, *Jean-Jacques Rousseau: la transparence et l'obstacle*, 1959. (éd. Gallimard, 1971, p.46.) 邦訳『透明と障害—ルソーの世界』, 山路昭訳, みすず書房, 1973年, 50~51頁。尚, スタロバンスキーには, この移行問題について次の論文がある。その論文でスタロバンスキーは明瞭な変化はないとしている。“Du Discours de l'inégalité au Contrat social,” *Etude sur le Contrat social*, Paris, 1964, p.99.
- (7) これまでの研究史, 特に『契約論』の研究史において, この『契約論』成立史の研究は比較的少ない。『契約論』に至るまでの過程の研究書の主なものとして次の二つをあげる。Michel Launay, *Jean-Jacques Rousseau écrivain politique*, Cannes et Grenoble, 1971. Mario Einaudi, *The Early Rousseau*, 1967.
- (8) 『草稿』について, 及び『不平等論』から『定稿』までの執筆時期の推測等については拙稿参照。「ルソーの『ジュネーブ草稿』について」, 『一橋論叢』, 第71巻第6号, 1974年。
- (9) アベ・ド・サン=ピエール (1658—1743) の『永久平和論』(Abbé de Saint-Pierre, *Projet pour rendre la paix perpétuelle en Europe*, Utrecht, 1713.) の要約については, 彼の家族の再編集の計画を, マブリとデュバン夫人の仲介によって, 1754年秋ひきうけたものである。1756年春エミルタージュで仕事にとりかかり, 1758年~1759年冬頃までに完成し, 1761年に公刊されている。

ルソーは同時に、その『永久平和論』の『批判』及び『ポリシノディ論の抜粋及び批判』を書いている。

『戦争状態論』(*Que l'état de guerre naît de l'état social*, 以下 *Guerre* と略す)については、執筆時期が確定していないが、ヴォーンとドゥラテは1753~1755年頃と推測している。またこの『戦争論』については『全集』出版後新たな資料が発見され、ガニユバンによってまとめられている。(B. Gagnebin, "Un inédit de Rousseau sur l'état de guerre", *De Ronsard à Breton, recueil d'essais hommages à Marcel Raymond*, Paris, 1967. —以下 *Guerre inédit* と略す)。ロネは、ステラン=ミシヨと同じく1756年~1758年頃としている。尚、『エミール』第5部には『契約論』の抜粋があり、その中でサン=ピエールへの言及がある。この部分は1759年中頃書かれたとされていること等も、執筆時期の推測の根拠となりうるであろう。cf. Stelling-Michaud, OC, III, CXX-CLVIII.

- (10) Stelling-Michaud, OC, III, CXXI.
- (11) *ibid.*, OC, III, CXXXVII.
- (12) *Extrait du projet de paix perpétuelle de Monsieur l'Abbé de Saint-Pierre*, (以下これを *Paix* と略す) OC, III, 568.
- (13) *Guerre inédit*, p.109.
- (14) *ibid.*, p.109. 尚、この表現は『草稿』でも使われている。『草稿』第1編第5章。 *Manuscrit de Genève*, OC, III, 303.
- (15) *Jugement sur la projet de paix perpétuelle*, (以下 *Jugement* と略す) OC, III, 600.
- (16) *Paix*, III, 568-9.
- (17) *Guerre*, OC, III, 610.
- (18) *Jugement*, OC, III, 600.
- (19) *ibid.*, OC, III, 599.
- (20) *Paix*, OC, III, 564.
- (21) *Jugement*, OC, III, 592.
- (22) *ibid.*, OC, III, 593.
- (23) *Emile*, OC, IV, 848.
- (24) *Guerre*, OC, III, 604.
- (25) *Guerre*, OC, III, 610.
- (26) *ibid.*, OC, III, 601.
- (27) *Inégalité*, OC, III, 176.
- (28) *Guerre*, OC, III, 602.
- (29) *Guerre Inédit*, p.106.

- (30) *Guerre*, OC, III, 607-8.
- (31) *Du Contrat social*, OC, III, 357. 『定稿』第1編第4章
- (32) *Guerre*, OC, III, 607.
- (33) *ibid.*, III, 605.
- (34) *ibid.*, OC, III, 605.
- (35) *ibid.*, OC, III, 607.
- (36) *Du Contrat social*, OC, III, 357. 『定稿』第1編第4章
- (37) *Guerre*, OC, III, 610.
- (38) *ibid.*, OC, III, 610.
- (39) *Du Contrat social*, OC, III, 351. 『定稿』第1編
- (40) *Manuscrit de Genève*, OC, III, 287. 『草稿』第1編第2章
- (41) *ibid.*, OC, III, 288. 『草稿』第1編第2章
- (42) *ibid.*, OC, III, 287. 『草稿』第1編第2章
- (43) この点は自然法思想におけるルソーの位置づけ、あるいは正義と法の関係等に
関係する重要な主題であり、別の機会に詳論したい。尚、イギリスの自然法思想
における正義の問題については田中正司氏の論文参照。「ロックの道徳論とスミ
スの道徳感情論」、『横浜市立大学論叢』、第25巻1号、1974年。
- (44) *Guerre*, OC, III, 610.
- (45) *ibid.*, OC, III, 606.
- (46) 自然法学における法体系についてはドゥラテの研究参照。Derathè, *op. cit.*,
pp. 390-397.
- (47) *Guerre*, OC, III, 608.
- (48) *Du Contrat social*, OC, III, 359. 『定稿』第1編第5章
- (49) *Paix*, OC, III, 589. 尚、この点についてはロネの指摘がある。Launay,
op. cit., p. 253.
- (50) Stelling-Michaud, OC, III, CXLII.
- (51) *Du Contrat social*, OC, III, 351. 『定稿』第1編
- (52) この点については拙稿参照。『『社会契約論』の人間論的基礎』、『一橋研究』、
第30号、1975年。
- (53) *Guerre*, OC, III, 610.
- (54) この点については、一橋大学大学院博士課程単位修得論文『『社会契約論』の理
念と現実』(1976年)において論じたが、いずれ他の機会に発表する予定である。

〔付記〕 参考までに『ジュネーブ草稿』の編別構成を示しておく。

『社会契約論』——共和国の形態についての試論

第1編 社会体の基本的観念

一 橋 研 究 第1巻第3号

第1章 この著作の主題

第2章 人類の一般社会について

第3章 基本契約について

第4章 主権は何から成立つか、また何が主権を不可譲にするか

第5章 社会的紐帯についての誤った観念

第6章 主権者と市民の各々の権利について

第7章 実定法の必要性

第2編 法の制定

第1章 立法の目的

第2章 立法者について

第3章 制度を与えるべき人民について

第4章 法の性質と社会的正義について

第5章 法の分類

第6章 立法の種々の体系について

第3編 政治法あるいは政府の設立について

第1章 国家の政府とは何であるか

(市民宗教について)

(筆者の住所：川崎市中原区新丸子東1-826)